

# 資料編

# 資料 1 下諏訪町の概況

---

## 1. 町の沿革

町の発祥は古く、旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の<sup>やじり</sup>鏃などが出土しています。また、和田峠は石器に用いられる黒曜石の産地として、石器時代から重要な位置を占めていました。和田峠産の黒曜石は青森県の三内丸山遺跡をはじめ、国内の広範囲で発見されています。

弥生時代になると、出雲の国から<sup>たけみなかたのみこと</sup>建御名方命が稲作の技術を携えて入り、諏訪湖のほとりに稲作、漁労の文化が栄えたといわれています。

醍醐天皇（10世紀初め）の頃に作られた<sup>わみょうしゅう</sup>和名抄によると、信濃国諏訪郡名の中に、「<sup>とむのごう</sup>土武郷」という地名があり、これが現在の「下諏訪町」と考えられています。

鎌倉時代には、諏訪神社の<sup>おおほうり</sup>大祝、金刺盛澄・手塚太郎光盛兄弟が木曾義仲や鎌倉幕府に仕え、また鎌倉五山建長寺の住職一山一寧が慈雲寺を開山し、御射山祭に全国の武将が集まるなど政治的・文化的にも信濃の中心として発展しました。

戦国時代には武田信玄とのかかわりも深く、その当時の史跡、文化が現在でも偲ばれます。

江戸時代になると、再び諏訪氏の治めるところとなり、中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、中山道随一の温泉宿場町として賑わい、また全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社の総本社として栄えました。

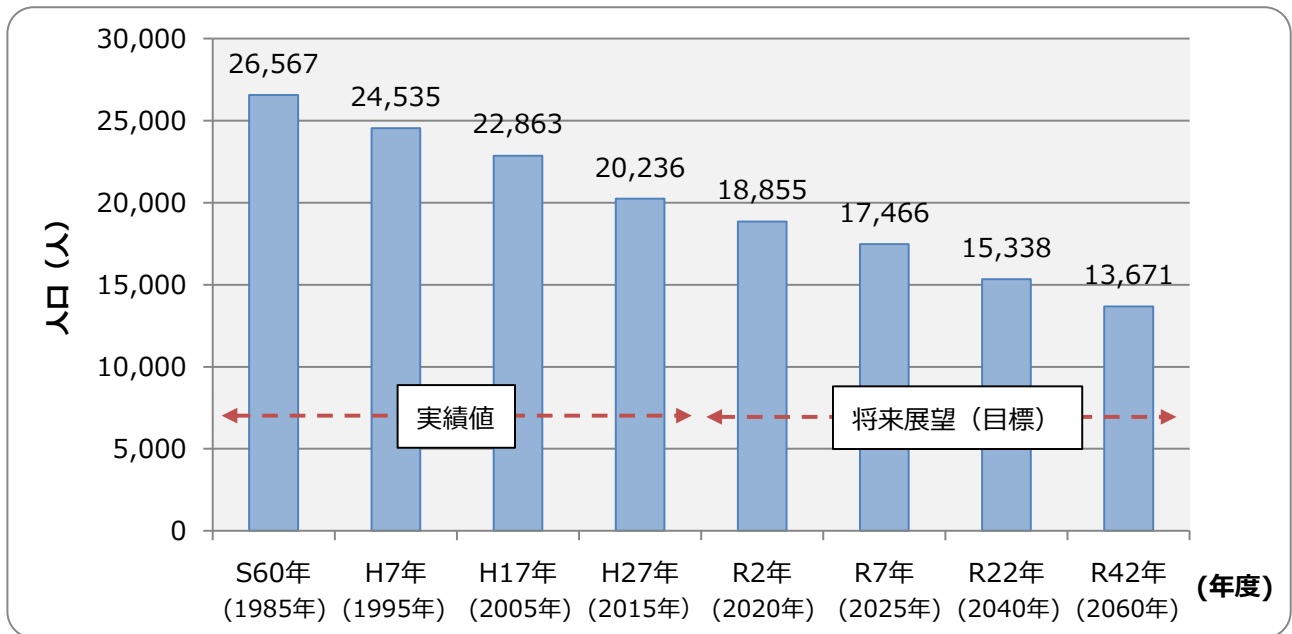
明治7年（1874年）に7か村が合併し下諏訪村となり、明治9年（1876年）に筑摩県が廃止されて長野県の所管に入り、明治26年（1893年）6月30日に町制を布いて「下諏訪町」と改称されました。

大正を経て、昭和33年（1958年）には岡谷市の一部、東町（編入後は社東町）と東山田が編入されました。以来比較的順調に人口は伸びを示してきましたが、昭和50年代（1975年頃）からやや減少の傾向にあります。

昭和58年（1983年）には諏訪湖の面積分割があり、現在の「下諏訪町」となっています。平成30年には町制施行125年を迎えました。

## 2. 人口

町の人口は昭和60年度（1985年度）をピークに減少を続けています。町の様々な施策と人口対策の効果が十分実現することで人口の減少を最小限に抑え、令和42年度（2060年度）に13,600人とすることを目指しています。



出典：「下諏訪町人口ビジョン（令和2年度改訂版）」（令和2年（2020年） 下諏訪町）

### 人口の将来展望

## 3. 位置・地勢

町は、長野県のほぼ中央に位置し、海拔 763m、面積は 66.87km<sup>2</sup> です。南は諏訪湖に面し、北はニッ山、三峰山、和田峠、鷲ヶ峰があり、流れ下る砥川、承知川等の河川の扇状地に発達した町で、西に岡谷市、東に諏訪市、さらに北は松本市・長和町に接しています。

### 諏訪地方・市町村別面積等

市町村	面積 <sup>出典1</sup> (km <sup>2</sup> )	海拔 (m)	人口 <sup>出典2</sup> (人)
下諏訪町	66.87	763	18,926
岡谷市	85.10	779	47,753
諏訪市	109.17	761	48,462
茅野市	266.59	801	55,137
富士見町	144.76	977	13,845
原 村	43.26	1,012	7,727

注) 人口は令和2年（2020年）10月現在

出典1：「諏訪地方統計要覧(令和元年度版)」(諏訪地方統計事務連絡会議)

出典2：「毎月人口異動調査」(長野県)

## 4. 気候

町は海拔 763m と標高が高く、そのため年平均気温は 11.4℃と低いです。月ごとの平均気温をみると、8 月の平均気温は 24.4℃と過ごしやすい一方、1 月の平均気温は 0℃を下回る寒冷な気候です。

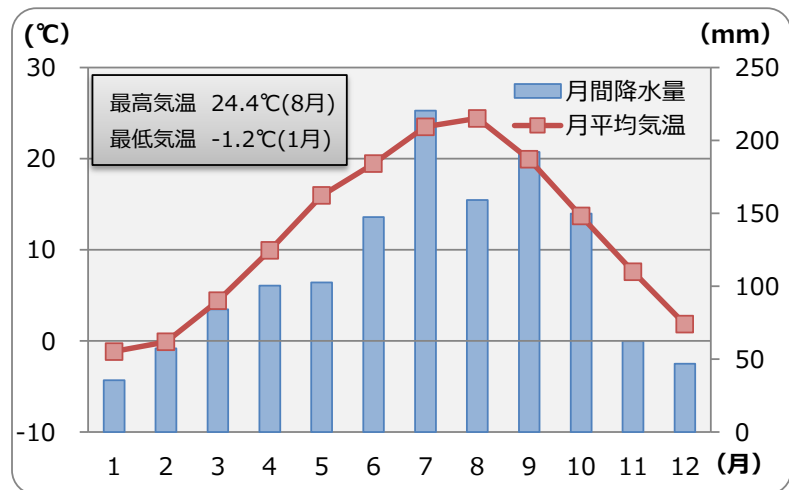
町には、一日のうちで最も高い気温と最も低い気温との差、及び 8 月の平均気温と 1 月の平均気温との差が大きい、年降水量が少ない、日照時間が長いという特徴があります。

町の気象状況

年降水量	1,294mm
平均気温	11.4℃
平均湿度	72.2%
日照時間	2,164 時間
最深積雪	17cm

注) 諏訪特別地域気象観測所  
 平年値 (平成 3 年 (1991 年)  
 ~令和 2 年 (2020 年) )

出典：気象庁アメダスデータ



注) 諏訪特別地域気象観測所：平成 23 年 (2011 年) ~令和 2 年 (2020 年) の平均値

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」

月間降水量と月平均気温

## 5. 土地利用

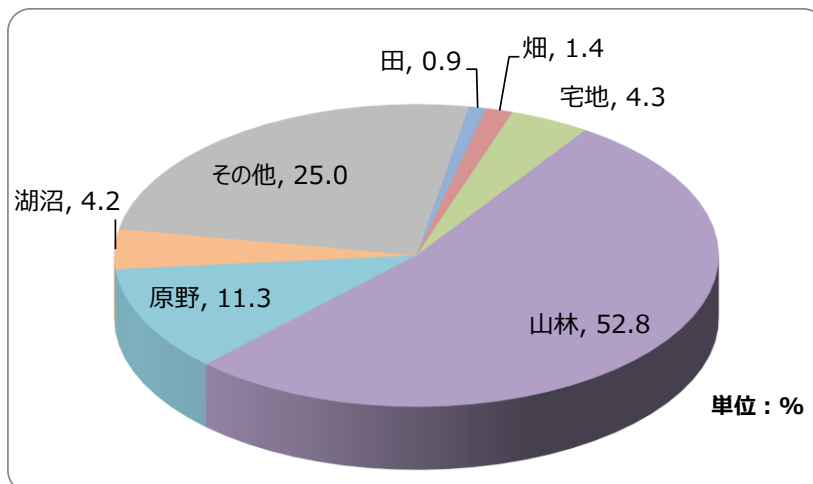
### ◇土地利用構想

計画的な視点から、将来の人口や産業の推移に応じて、公共の福祉を優先しつつ、自然、社会、経済、文化などそれぞれの条件に配慮することが必要です。町では、平成 26 年 (2014 年) 4 月に国土利用計画第 2 次下諏訪町計画を策定し、今後の土地利用の方向性を定めています。町民と地域の理解と協力のもと、土地の配地と周辺環境に適合した利活用が図られるよう、生活環境を保全しながら生産基盤も強化することで、町全体の均衡ある発展をめざします。

市街地においては、積極的な都市計画の運用により、景観やうるおいに配慮した良好な住環境を確保するとともに、効率的かつ持続可能な地域づくりを進め、コンパクトで暮らしやすいまちの実現をめざします。また、民公協働のまちづくりの推進と民間活力の導入により、遊休荒廃不動産の解消と活用などの取組を通じて、限りある土地の有効活用を進めます。農地や山林など、自然環境を保全活用すべき土地については、町土の保全機能を持続的に発揮することを主な目的としながら多面的な利用を進めることとし、良好な景観と環境を次世代へ確実に維持継承することをめざします。

### ◇土地利用の状況

地目別土地面積については大きな変化はありませんが、平地における宅地化に伴い、田畑がゆるやかではありますが減少しています。農地は平坦部における貴重な緑地であり、生態系にも重要な役割を担っていることから、環境面での再評価と保全が今後の課題であるといえます。



注 1) 平成 31 年 (2019 年) 1 月 1 日現在

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典: 「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年 (2020 年))

### 地目別土地利用割合

### 地目別土地面積

(単位: km<sup>2</sup>)

年度	田	畑	宅地	山林	原野	湖沼	その他	合計
平成 22 年 (2010 年)	0.67	1.01	2.83	35.15	7.71	2.84	16.69	66.90
平成 23 年 (2011 年)	0.67	1.01	2.83	35.15	7.69	2.84	16.71	66.90
平成 24 年 (2012 年)	0.66	1.01	2.84	35.46	7.70	2.84	19.23	66.90
平成 25 年 (2013 年)	0.66	1.00	2.84	35.46	7.70	2.84	19.24	66.90
平成 26 年 (2014 年)	0.66	1.00	2.85	35.45	7.69	2.84	16.41	66.90
平成 27 年 (2015 年)	0.65	0.99	2.86	35.43	7.69	2.84	16.41	66.87
平成 28 年 (2016 年)	0.65	0.99	2.87	35.33	7.56	2.84	16.63	66.87
平成 29 年 (2017 年)	0.64	0.98	2.88	35.33	7.56	2.84	16.64	66.87
平成 30 年 (2018 年)	0.64	0.98	2.86	35.32	7.56	2.84	16.67	66.87
平成 31 年 (2019 年)	0.63	0.96	2.87	35.30	7.55	2.84	16.72	66.87

注 1) 各年 1 月 1 日現在

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典: 「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年 (2020 年))

## 資料 2 下諏訪町の環境

### 1. 自然共生

#### (1) 地形・地質

##### ◇下諏訪町の地形・地質

町は南北に細長く、総面積の約 80%は森林です。山間部には、カラマツなどの針葉樹林だけでなく、学術的にも貴重な八島ヶ原高層湿原や観音沢などの美しい渓谷を擁しています。平坦地は諏訪湖に面する扇状地のみでその面積は小さく、既に大半が市街地として利用されていますが、社寺林など多様な自然を点在させながら、山間部と諏訪湖をつないでいます。

町は、町域の中に多様な地形を持つことを大きな特徴としています。また、地質についてみると、砥川により形成された平坦地（扇状地）は、泥、砂、礫層を新規ローム層が覆っています。町の大半を占める山間部は石英閃緑岩、緑色凝灰角礫岩<sup>ぎょうかいかくれきがん</sup>、火山角礫岩、砂泥層等からなっています。

##### ◇八島湿原

八島湿原は八ヶ岳中信高原国定公園霧ヶ峰の北西に位置し、標高 1,630m 前後の八島ヶ原高層湿原<sup>※1</sup>を中心に鷲ヶ峰（1,798m）、大笹峰（1,807m）蝶々深山（1,836m）に囲まれた一帯とされています。

この湿原は霧ヶ峰の主峰、車山（1,925m）の第四紀（60～100 万年前）火山活動に始まり、流動性に富んだアルカリ性溶岩（石英閃緑岩）を流出し、わが国では珍しいアスピーデ火山の溶岩台地を形成、なだらかで広々とした高原となっています。

八島湿原の中心を形成する八島ヶ原高層湿原は南北約 1km、東西約 800m の二等辺三角形（ハート形）をしていて、西側に八島ヶ池、東側に鎌ヶ池、その中間に鬼ヶ泉水があります。

八島ヶ原高層湿原は、尾瀬ヶ原の高層湿原より小規模ですが、比較的古く、現在の姿になるまでにおよそ 1 万 2 千年余りかかっています。

八島ヶ原高層湿原はわが国における高層湿原<sup>※2</sup>の南限に位置し、標高の高いこと、泥炭層が 8.0m 以上におよぶ（1 年に約 1mm の速度で発達する）など学術的にも貴重なもので、国の天然記念物に指定されています。堆積した泥炭層の内部に存在する花粉によって、過去にどんな植物が生育していたか、また、堆積状態から、過去の気候の周期的変化の状態も知ることができます。

※1 現地「あざみ館」に八島ヶ原高層湿原の成り立ちのパネル展示があります。

※2 高層湿原は、標高 1,000m以上の場所や高緯度地方に見られ、年間を通じて冷涼な気候のため、多様な植物が、枯れても腐植土にならずに堆積、泥炭化し、植物が上へ上へと生長して全体が水面よりも高く盛り上がったものです。

## ◇諏訪湖

諏訪湖は日本列島のほぼ中心に位置し、全周 15.9km、面積 13.3km<sup>2</sup>の県内で一番大きな湖です。

諏訪湖はその地形的な特徴から、周辺地域では洪水被害が発生しやすくなっています。

湖の水深は平均で 4.7m と浅いうえ、諏訪湖の流域面積が湖面積の約 40 倍と大きく、盆地状で諏訪湖に集水しやすい地形のため、森林や農地などから窒素やりんなどの栄養塩類が流入しやすく、汚れやすいという特徴を持っています。

## 諏訪湖の概要

流域面積	531.2km <sup>2</sup>
湖面積	13.3km <sup>2</sup> (周囲 15.9km)
水深	最大：7.2m 平均：4.7m
貯水量	約 6,300 万 m <sup>3</sup>
滞留時間	約 46 日 (平成 24 年 (2012 年) ~平成 28 年 (2016 年) データ)
流入河川	31 河川 (1 級河川 15、準用河川 5、普通河川等 11)
流出河川	1 河川
流域内市町村	3 市 3 町 1 村：岡谷市、諏訪市、茅野市、立科町、下諏訪町、富士見町、原村

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年 (2020 年))

## (2) 植生

### ◇下諏訪町の森林における植生の現状

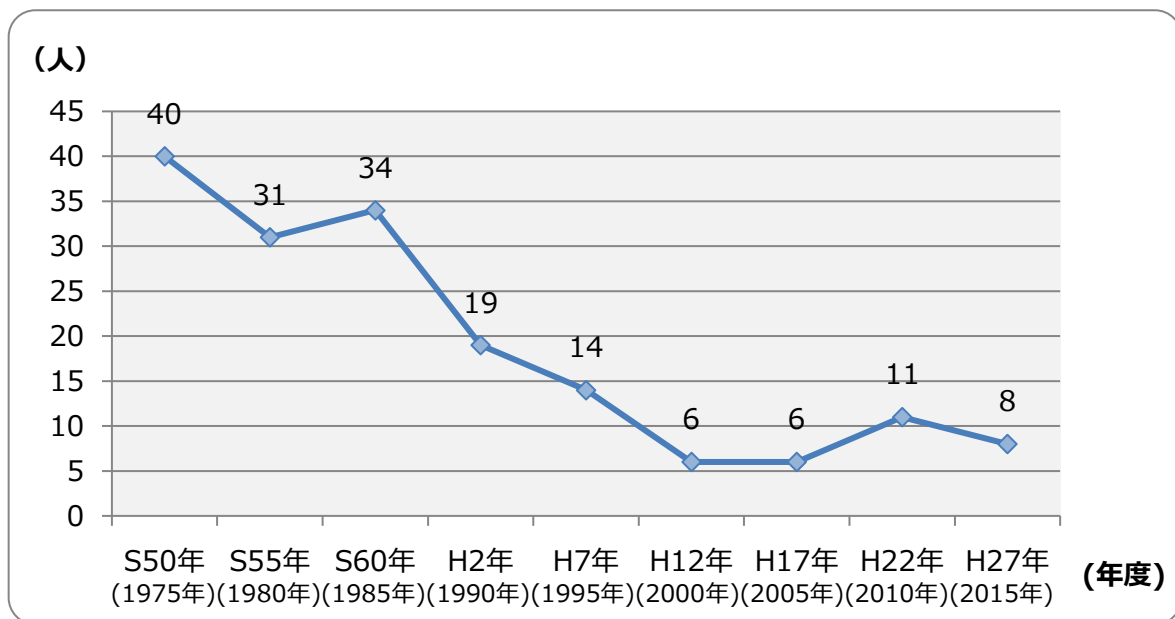
町の約 80%を占める森林には、針葉樹からなる人工林、ナラの木等からなる二次林<sup>※</sup>、自然林(天然林)が存在しています。

町の森林は明治以前には、落葉広葉樹が占めていました。ところが、昭和 29 年(1954 年)から約 20 年間続く高度経済成長期に炭坑、港湾事業、大型建設事業等においてカラマツの需要が拡大しました。このカラマツは早生であり、回転率が高かったことから、さかんに植林が進められました。しかし、その後、木材の輸入が自由化され、海外の安い木材が大量に供給されるようになると、国産材の価格は低下し、林業の経営状況は悪化しました。

森林の整備は公有林、財産区有林などの団体有林を中心に進んでいますが、個人有林においては、経営規模が小さいことや国産材の価格低迷、ニホンジカなどによる森林被害の増加もあって、林業参画意欲が減退し、整備の遅れが目立っています。そのうえ、林業就労者は、高齢化とともに減少しています。

また、生態系の保全や二酸化炭素などの排出による地球温暖化などの環境対策として、森林に求められる機能も多くなってきていることから、環境保全を考慮した森づくりが必要とされています。

※薪炭採取などの持続的利用を目的として、人間の手によって管理されることで作られ維持されている森林植生。里山、雑木林とよばれることもあります。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

#### 15 歳以上林業就業人口の推移

#### ◇八島湿原の植物

八島ヶ原高層湿原と周辺に開けた草原の四季は、日本海側と太平洋側の双方の影響を受けてシベリアによく似た大陸的な気候です。高山性の植物が多く、湿原特有の植物相と草原を合わせて約 400 種の豊富な植物が生育しています。

しかし、近年、草原への樹木の侵入や既存樹林の拡大により草原景観に変化がみられるほか、さらに、シカによるニッコウキスゲなどの草原植物の食害がみられるようになりました。そのため、霧ヶ峰に係わる団体、機関から構成される霧ヶ峰自然環境保全協議会が、八島ヶ原高層湿原の植生をシカによる踏み荒しや食害などの被害から守るため、八島ヶ原高層湿原の周囲を常設の鋼鉄柵で囲っています。

#### ◇諏訪湖の水生植物

水生植物は、その生活形態によって大きく 4 つのグループに分けられます。一般的に湖心方向に向かって、横断的に湿生植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物の順に分布しています。諏訪湖にはかつて、湖岸線が複雑に入り組んだ浅い場所にエゴ（入り江という意味）と呼ばれる水生植物が豊かな場所がありましたが、埋め立て等により消失しました。その後、諏訪湖の原風景を参考に、多様な自然環境の復元・創出が試みられていますが、エゴの復元には至っていません。



### 諏訪湖の水生植物

区分	種 名
湿生植物	ヨシ等
抽水植物	オモダカ、ガマ、キシウブ、ツルヨシ、ホテイアオイ、マコモ、ミクリ、ヨシ、（コウホネ、ミズアオイ）
浮葉植物	アサザ、ウキクサ、ヒシ、ヒルムシロ
沈水植物	イトモ、エビモ、オオカナダモ、クロモ、コカナダモ、ササバモ、セキシウモ、センニンモ、ハゴロモモ ヒロハノエビモ、ホソバミズヒキモ、（コウガイモ、マツモ）

（ ）内は流入河川のみで見られた植物

出典：「長野県水産試験場 平成 11 年度 漁場富栄養化対策事業報告書」  
：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

### （3）動物・昆虫

#### ◇霧ヶ峰の動物

八島ヶ原高層湿原を含む霧ヶ峰高原では、長野県に生息する哺乳類の 8 割にあたる約 40 種<sup>※</sup>の哺乳類が確認されています。ノウサギ、ニホンリス、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ、イタチなど一般的な哺乳類がみられ、中でも草原を主な生息地としているキツネの姿はよくみられます。大型草食獣ではカモシカとニホンジカが生息し、特に、ニホンジカについては、ニッコウキスゲの花芽への採食や樹木の剥皮被害が確認されています。

※出典：「霧ヶ峰における自然環境の保全と再生に関する調査研究」（平成 18 年（2006 年） 長野県環境保全研究所）

### 諏訪地方の哺乳類

主な生息場所	種 類
市 街 地	イタチ、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミなど
耕 作 地	アカネズミ、アズマモグラ、ジネズミなど
山 林(低山帯)	アナグマ、イノシシ、ウサギコウモリ、タヌキ、ツキノワグマ、 ニホンザル、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハクビシン、ハタネズミ、ムササビなど
山 林(高山帯)	オコジョ、キツネ、テン、トガリネズミ、ホンシュウジカ、ヒミズ、ヒメネズミ、モモンガ ヤマコウモリ、ヤマネなど

出典：「諏訪教育会 諏訪の動物たち」など

#### ◇諏訪湖の鳥

かつての諏訪湖には、エゴやヨシ帯、湿地、なぎさなど多様な環境があり、多くの鳥類が生息していました。「渋のエゴ」で昭和 49 年（1974 年）までの 5 年間に行われた調査では、33 種の水鳥（カモ科、ウ科及びカモメ科を除く）が生息していましたが、エゴが埋め立てられた後の昭和 60 年（1985 年）の調査では 12 種に減少し、チドリ、シギ類はほとんど見られなくなっています。

平成 29 年度（2017 年度）に諏訪湖で確認されたカモ科の鳥類は 13 種となっています。近年は、ヒシを餌にするオオバンや植食性のカモ類が増加するとともに、魚食性のカワアイサやカワウの飛来が急増しています。このような魚食性鳥類の増加により、漁業被害や、営巣地周辺ではにおいや騒音の被害が発生していますが、追い払い等の成果があまりあがっていないのが現状です。

#### 諏訪湖で確認された主な水鳥（平成 29 年度（2017 年度））

科	種名
カモ	カルガモ、マガモ、コガモ、オカヨシガモ、オナガガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、ホオジロガモ、キンクロハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、オシドリ
ウ	カワウ
その他	コハクチョウ、バン、オオバン、カイツブリ、カンムリカイツブリ、コサギ、ダイサギ、ササゴイ、アオサギ

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

#### ◇霧ヶ峰の鳥

霧ヶ峰はコヨシキリ、ビタキ、ホオアカやオオジシギなど草原性鳥類の宝庫でしたが、現在では草原という環境そのものが少なくなりつつあり、そこに生息・生育する動植物の多くに絶滅の危険性が高まっています。

#### ◇霧ヶ峰の昆虫

霧ヶ峰の自然環境は、多くの昆虫類にとって貴重な生息場所となっています。霧ヶ峰には、118 種<sup>※</sup>のチョウが生息していますが、これは、日本に生息しているチョウの種数の半数近く、長野県に生息している種数の 7 割以上にあたります。チョウ以外の昆虫類の生息状況はあまりよくわかっていませんが、草原植生が貴重な生息環境となっていると考えられます。

※出典：「信州の蝶」（平成 8 年（1996 年） 浜栄一・栗田貞多男・田下昌志）

#### ◇諏訪湖の魚類

近年、ニゴイ、ウキゴリ、ヌマチチブが増加傾向にあり、フナ、タイリクバラタナゴなどが減少傾向にあります。また、平成 12 年（2000 年）からオオクチバス、平成 14 年（2002 年）からブルーギルの捕獲数が増加していま

す。オオクチバスやブルーギルは、ワカサギやエビ類等の漁業資源を食害するだけでなく、水生昆虫なども捕食するため、生態系保全の面からも外来魚の駆除活動を継続する必要があります。

諏訪湖で確認された魚類（平成 19 年（2007 年））

区分	種名
在来種	ウナギ（放流由来のみ）、アマゴ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、コイ、キンブナ、ナガフナ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、ナマズ、トウヨシノボリ、カジカ、メダカ
移入種 <sup>注1)</sup>	ワカサギ、タモロコ、ホンモロコ、ビワヒガイ、ニゴイ、ゲンゴロウブナ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ、オオクチバス、ブルーギル
混入種 <sup>注2)</sup>	タイリクバラタナゴ、ヌマチチブ

注 1) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

注 2) 他種の移植に伴って入ったものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

#### ◇諏訪湖の貝類

昭和 55 年（1980 年）の諏訪湖貝類目録では、在来種が 16 種、移入種が 2 種の計 18 種の貝類が記録されています。

諏訪湖で確認された貝類（昭和 55 年（1980 年））

区分	種名
在来種	オオタニシ、マルタニシ、ヒメタニシ、カワニナ、タテヒダカワニナ、イボカワニナ、チリメンカワニナ、サカマキガイ、ヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、イシガイ、カラスガイ、ドブガイ、マシジミ、ドブシジミ
移入種 <sup>注1)</sup>	セタシジミ、ヤマトシジミ

注) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

## (4) 生態系

#### ◇外来生物による影響

外来生物のうち、特に人の健康や生態系への影響が認められるものを、特定外来生物として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で規定しています。令和元年（2019

年) 12月現在、特定外来生物は148種が指定されていますが、長野県内ではこれまでに24種が確認されています。

町では人により持ち込まれた外来生物の存在が生態系への大きな脅威となっています。諏訪湖周辺ではアレチウリが繁茂し、在来種の生育場所を奪っています。諏訪湖では増加したブラックバス（コクチバス、オオクチバス）やブルーギルが在来種を捕食したり、餌や生息域をめぐり競合しているため、在来種が減少しています。

### 長野県で確認されている特定外来生物

分類	種名
哺乳類	アライグマ、アメリカミンク
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、カナダガン(県内で根絶している)
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ガー科魚類
甲殻類	ウチダザリガニ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ（県内での目撃例は2例のみ）、アカボシゴマダラ アカカミアリ（2018年4月に長野市で確認された1個体のみ（住宅内））
クモ類	セアカゴケグモ（2019年8月に飯田市、12月に松川町で確認された2例のみ）
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータ

出典：「長野県版外来種対策ハンドブック～みんなで守る信州の自然～」(令和2年(2020年) 長野県)



八島ヶ原湿原におけるヒメジオンの駆除

## 2. 資源循環

### (1) ごみ・廃棄物の処理

#### ◇ごみ・資源の収集

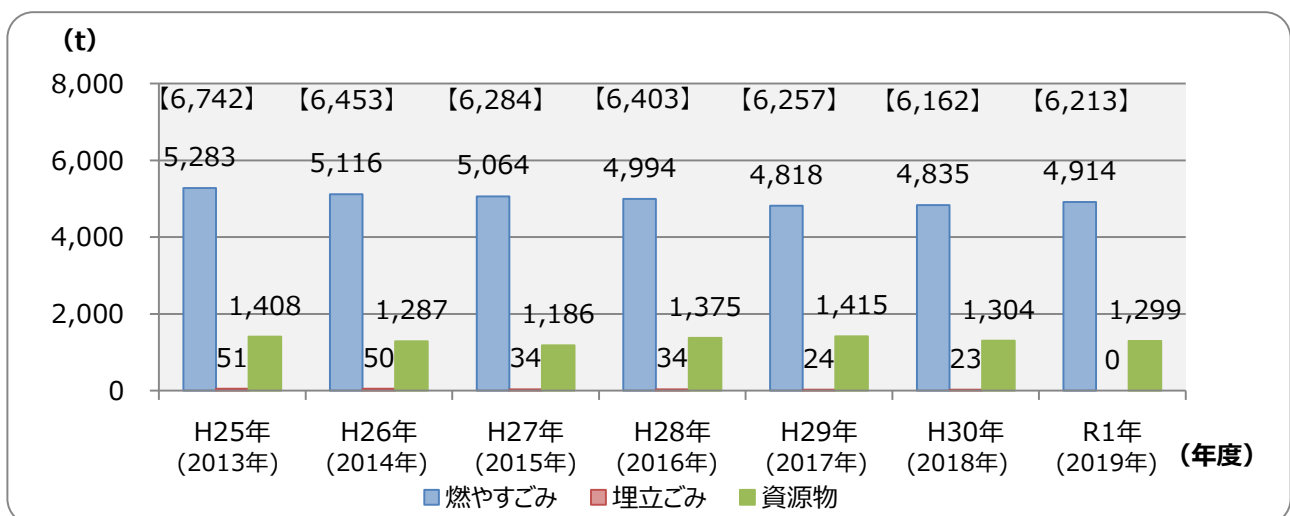
町内には約 500 ヶ所のごみ収集場所があります。ごみはここを拠点として、燃やすごみは週 2 回、資源物は週 1 回、埋立ごみは月 1 回収集しています。「下諏訪町リサイクルカレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」やごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し分別の徹底を図っているほか、広報誌や町ホームページによりごみ減量化への理解と協力を求めています。

しかし、燃やすごみには、資源化できる紙類や布類など資源物が混入していたり、ルールを守らずにごみを出すケースも見受けられます。制度の安定した定着のためには個人の高い自覚が求められます。各地区での取組や家庭、学校で日常生活に組み込まれた環境教育等を通じ、循環型社会の構築を目指していくことが求められます。

#### ◇ごみの処理

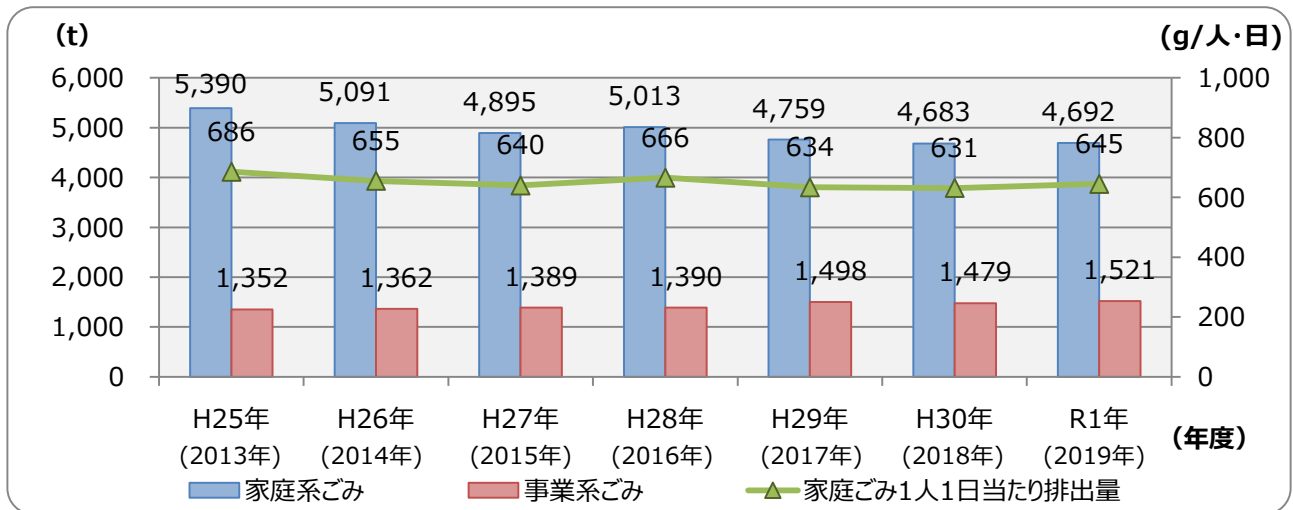
平成 28 年（2016 年）12 月より、「諏訪湖周クリーンセンター」が稼働し、湖周地区 2 市 1 町の共同処理がスタートしました。地区収集場所から収集した燃やすごみは諏訪湖周クリーンセンターで焼却し、焼却灰は提携している事業者により再利用及び埋め立てしています。

町で発生するごみの総排出量は人口減少に伴い減少傾向にあります。燃やすごみは平成 28 年度（2016 年度）に 5,000t を初めて下回りましたが、その後横ばいで推移しています。



注) 【】内はごみの総排出量（燃やすごみ+埋立ごみ+資源物）を示しています。

ごみの種類別排出量



ごみの排出源別排出量

#### ◇生ごみの堆肥化

町では、家庭での生ごみの減量化と資源化を目的として、住民を対象に生ごみ処理機の購入に対する補助を行い、自家処理の普及を図っています。

また、生ごみリサイクル事業では、家庭や公共施設から発生する生ごみを十四瀬川沿いの生ごみリサイクルセンターへ収集し、集めた生ごみを民間事業者に委託して堆肥化しています。作られた堆肥は、年2回参加者に還元し、家庭菜園等に利用されています。堆肥化による生ごみの発生抑制だけでなく、良好な土壌づくりを通じて、化学肥料の使用を抑えることで良好な水環境の形成にも寄与しています。

## (2) マイクロプラスチック汚染

プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっています。最近では、打ち上げられたクジラの体内から大量のプラスチックごみが見つかる事例が相次いでいます。また、魚や海洋生物の体内からはマイクロプラスチック※が見つかっています。

マイクロプラスチックは海洋中を浮遊し、汚染物質を高濃度に吸着するという特徴があります。この高濃度の汚染物質を吸着したマイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれることで海洋生態系にダメージを与えることが危惧されています。ヒトへの長期的な影響はまだ明らかになっていない部分も多いですが、食物連鎖を介して、悪影響を及ぼすおそれがあります。

マイクロプラスチックは、環境中に流出したプラスチックごみが河川などを經由して海に流れ込んでいると考えられているため、ポイ捨てや不法投棄をやめ、適正に処分することが重要です。そのうえで、マイクロプラスチック汚染の原因の一つとなっているレジ袋やペットボトルなどのプラスチック製品についても、繰り返し利用できる製品に置き換えるなどして、意識して使用を控える必要があります。

※：0.3～5.0mm ほどの微細なプラスチック。

### 3. 脱炭素

#### (1) 地球温暖化の現状

温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出量の増大により、地上の気温は世界的に上昇しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（平成25年（2013年）～平成26年（2014年））によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、明治13年（1880年）から平成24年（2012年）の期間に0.85℃上昇しました。

最近30年の各10年間は、嘉永3年（1850年）以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

#### (2) 再生可能エネルギー

地域の特性に応じ、太陽光・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱といった再生可能エネルギー由来熱など、多様な再生可能エネルギー源を活用することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない生活が可能です。

諏訪地域では平成23年（2011年）11月に、民公協働による自然エネルギー普及に向けた総合的な調整を行う組織として「自然エネルギー信州ネット SUWA」が設立され、活動を開始しています。太陽光発電やバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーや未利用のエネルギーの利用拡大を目指し、住民、事業者と行政が連携して取り組む必要があります。

#### 地球温暖化の影響

- 氷河の融解、海面水位の上昇
- 豪雨、台風の大型化や干ばつなどの異常気象の増加
- 陸上・海の生態系への影響
- 砂漠化の進行
- 食料生産や水資源への影響



役場屋上に設置されている太陽光パネルの発電の監視

## 4. 快適環境

### (1) 大気汚染

町では大気汚染物質の大規模な発生源が少なく、良好な大気環境を維持しています。長野県では大気の常時監視を行っていて、諏訪地域では諏訪市の諏訪合同庁舎（一般環境大気測定局<sup>※1</sup>）と岡谷市の岡谷インターチェンジ（自動車排出ガス測定局<sup>※2</sup>）に測定局が置かれています。ダイオキシン類等の有害化学物質の問題も含め、科学的知見の集積をしながら今後も大気の動向には注意をしていく必要があります。

※1 環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認などの地域全体の汚染状況を把握するため、地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置されています。

※2 主に自動車から排出される有害大気汚染物質による大気の汚染状況の把握のため、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置されています。

### (2) 水質汚濁

諏訪湖は、昭和30年代前半（1955～1959年）までは良好な水質を保持し、水浴が行われていました。しかし、昭和30年代後半（1960～1964年）から水質汚濁が目立ちはじめ、昭和38年（1963年）5月にはアオコの異常発生がありました。

このような状況に対して、長野県では、流域下水道の整備、底泥の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>、事業場への上乗せ排水基準の設定、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんに係る汚濁負荷量規制などの施策を実施してきました。

この結果、下水処理場ができておおよそ20年後の平成11年（1999年）から、アオコがほとんどみられなくなりました。平成18年度（2006年度）には全窒素について水質目標値が、全りんについては水質目標値と環境基準が達成されました。

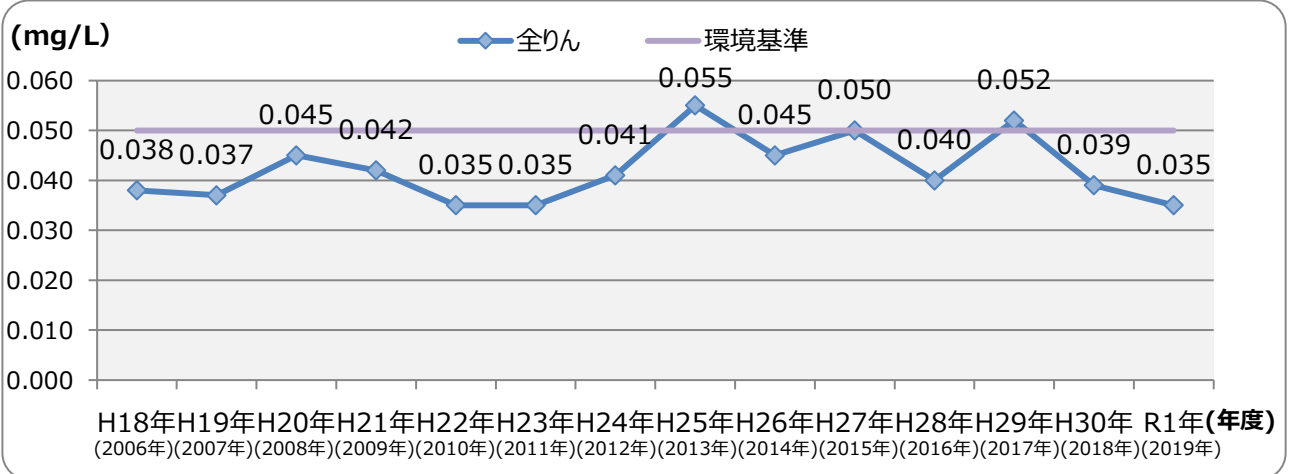
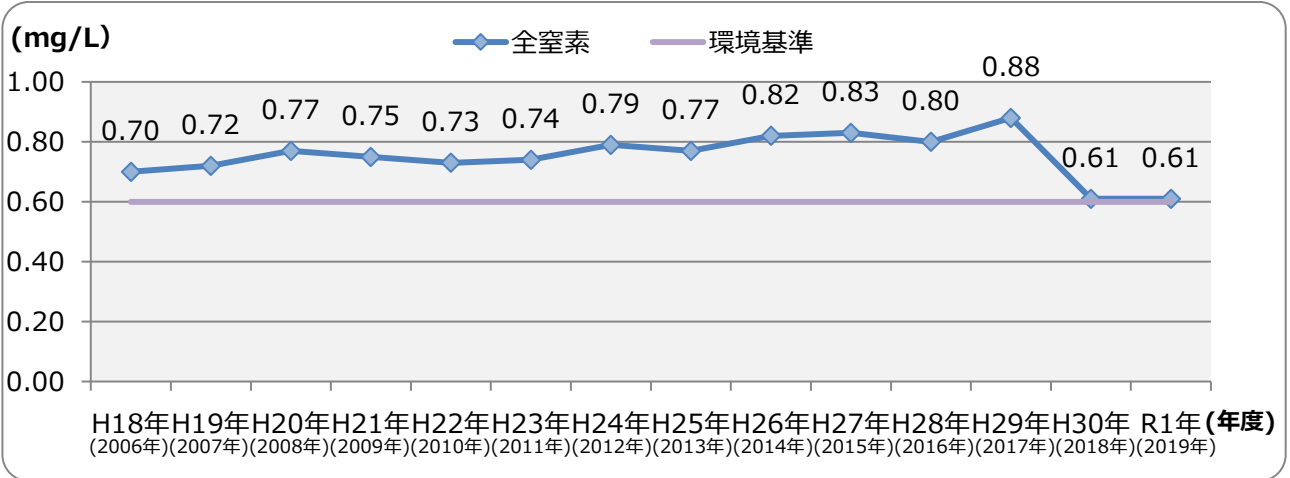
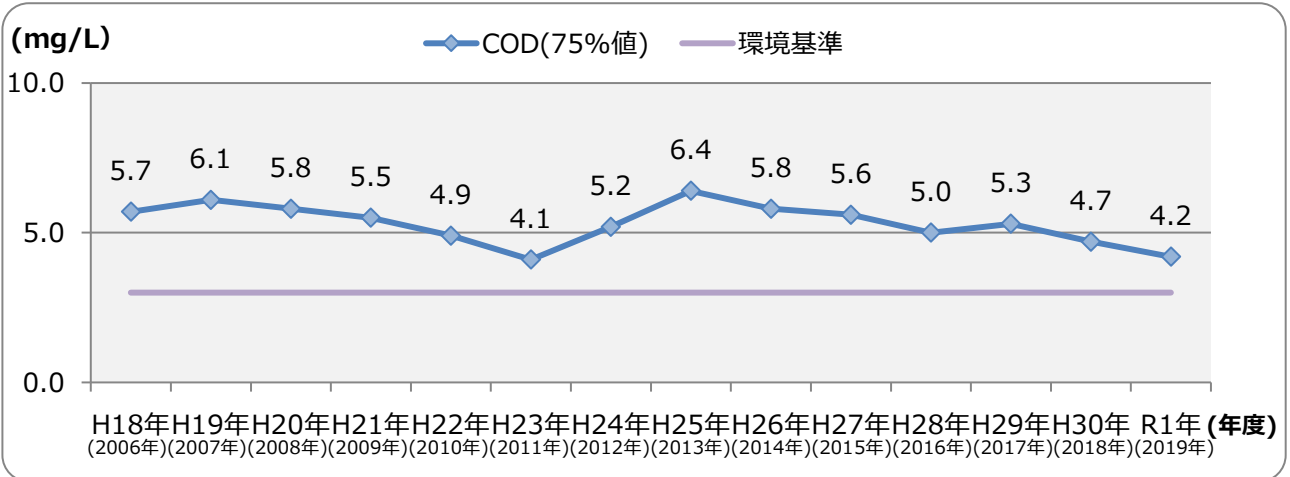
その後も、森林、原野、市街地や農地から河川を通じて諏訪湖に流入する汚濁負荷量<sup>※</sup>を削減するため、森林整備、道路清掃、農地における化学肥料の削減などの対策が行われてきました。諏訪湖に流入する汚濁負荷量は減っていますが、これに連動した減少は見られず近年は横ばいの状態が続いています。この原因を探るため、調査研究が進められています。

※陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷の量のことを言います。

諏訪湖の水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）抜粋

類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物重量	大腸菌群
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の項目に掲げるもの	6.5以上、 8.5以下	7.5以上 (mg/L)	3以下 (mg/L)	5以下 (mg/L)	1000以下 (MPN/100mL)





注) 75%値は、1年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値です。この75%値が環境基準を満足することで、環境基準に適合しているとみなすことになっています。

### 諏訪湖湖心におけるCOD、全窒素及び全りんの経年変化

#### ◇諏訪湖が抱える新たな問題

諏訪湖では、毎年夏場を中心に湖心の下層で溶存酸素が3 mg/L以下の貧酸素状態となります。近年、湖岸域でも、ヒシ等の大量繁茂により水の流れが悪くなり貧酸素域が生じています。この貧酸素域の拡大は底生

生物へ影響を与えるとともに、平成 28 年（2016 年）7 月に発生したワカサギ等の大量死の一因ではないかと考えられています。

ヒシは大量に繁茂することで、湖内への光をさえぎり、他の水草の生育を阻害したり、枯れて沈降した際に湖内に栄養塩を放出するといった環境面への影響のほか、腐敗した際の悪臭や景観悪化による観光や住民への影響、漁船の操縦に支障をきたすなど様々な問題が生じています。また、近年希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じています。

### （3）騒音・振動

国道 142 号、国道 20 号と県道岡谷下諏訪線で騒音及び振動の調査を実施しています。騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

今後、国道 20 号バイパスの建設工事が予定されています。市街地における交通量の低減や渋滞緩和による騒音及び振動の軽減が期待される一方で、道路建設工事で発生する騒音に注視していく必要があります。

### （4）景観・歴史的遺産

#### ◇まちの景観

個性的で魅力ある景観は、地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などの調和により形成されます。町は中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、江戸時代には中山道随一の温泉宿場町として栄えた歴史文化の豊かな町であり、現在でも数多くの指定文化財を含め景観資源に恵まれています。

しかし、近年、様々な要因によって、永らく受け継がれてきた街なみが失われていく事例が増えつつあります。町では、水と緑に囲まれた情緒のある景観を引き継ぎ、歴史・文化を活かした良好な景観を形成するため、平成 24 年度に「下諏訪町景観計画」を策定しました。基本目標に「町民の愛着と誇りをもとに、自らが創造する 水と緑と大社の美しいまち下諏訪」を掲げ、民公協働により良好な景観形成を目指しています。

また、歴史的な街なみ環境を良好に維持し、うるおいある住環境を整備し、その波及効果により町の活性化を図るため、平成 20 年度（2008 年度）に「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財や歴史的建造物の保存と活用を通じて町の歴史的風致<sup>※</sup>の維持向上を図っています。平成 25 年度（2013 年度）には重点区域の拡大や計画期間の延長等を盛り込んだ計画の変更を行い、さらなる歴史的風致の維持向上に取り組んでいます。

※「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

## ◇文化財

町の発祥は旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の鏃などが出土しています。また、全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社とともに歩み、総本社の門前町として栄えるとともに、中山道随一の温泉宿場町として賑わいました。

特に市街地部分、中央本線の北側の中山道、大社通りは、諏訪大社を中心とした宿場の風情が色濃く残されており、諏訪湖に面し、水田地帯から住宅地へと大きな変貌を遂げた線路南側地域とは明瞭に区別されません。

宿場町の景観をはじめとする有形無形の貴重な歴史的・文化的遺産は町の観光の基盤といえるものであり、適切に保護し、次世代に伝えていくことが課題となっています。

町内で外観などを見ることのできる建造物等の文化財は、国指定重要文化財が7件、登録有形文化財が3件、国指定史跡が1件、国指定天然記念物が1件、県指定史跡が1件、町指定の文化財が23件あります。

## (5) 公園・緑地

市街地周辺部は森林、水辺に恵まれた、自然公園的要素などがあります。都市公園の開設面積は、62.2ha (622,000 m<sup>2</sup>) で、赤砂崎公園の整備によって人口1人あたりの公園面積は30.73m<sup>2</sup>です。他市町村と比べると、非常に高い整備水準にあります。

しかし、市街地の緑は比較的少なく、都市化の進行とともに緑地や田畑の空間は減少しています。

## (6) 水辺環境

### ◇諏訪湖の水辺整備

諏訪湖の整備は治水面だけでなく、親水レクリエーション的な利用や景観、自然環境にも配慮していくことが必要であることから、長野県諏訪建設事務所では、美しく、かつ、うるおいあふれ、自然豊かな水辺の再生のための「諏訪湖の水辺整備マスタープラン」を平成6年度（1994年度）に策定しました。この諏訪湖の水辺整備マスタープランでは、諏訪市、岡谷市、下諏訪町で囲む諏訪湖畔をA～Hまでの8つのゾーンに分け、それぞれに個性ある水辺づくりが進められました。治水機能の向上や憩いの場の創出などの成果がみられた一方で、水に触れる親水活動の不活発、ヒシの繁茂による景観阻害やエゴの復元の未達成など改善の余地が残っています。そこで、平成29年度（2017年度）に「水辺整備基本計画」が策定されました。水辺整備基本計画のゾーニング及び各ゾーンのテーマは諏訪湖の水辺整備マスタープランを踏襲され、現状の新たな課題やニーズを踏まえて、今後の整備と利活用が進められています。

### ◇赤砂崎公園の整備

諏訪湖の北岸中央部に位置する赤砂崎は、南に八ヶ岳、富士山が望める諏訪湖の中でも有数の景勝地です。赤砂崎用地の活用については、赤砂崎公園の面積を約 7.6ha に拡大し、諏訪湖に面した良好な環境の一団の土地が確保できる立地条件を活かして、多機能で憩いとうるおいのある公園として整備されています。

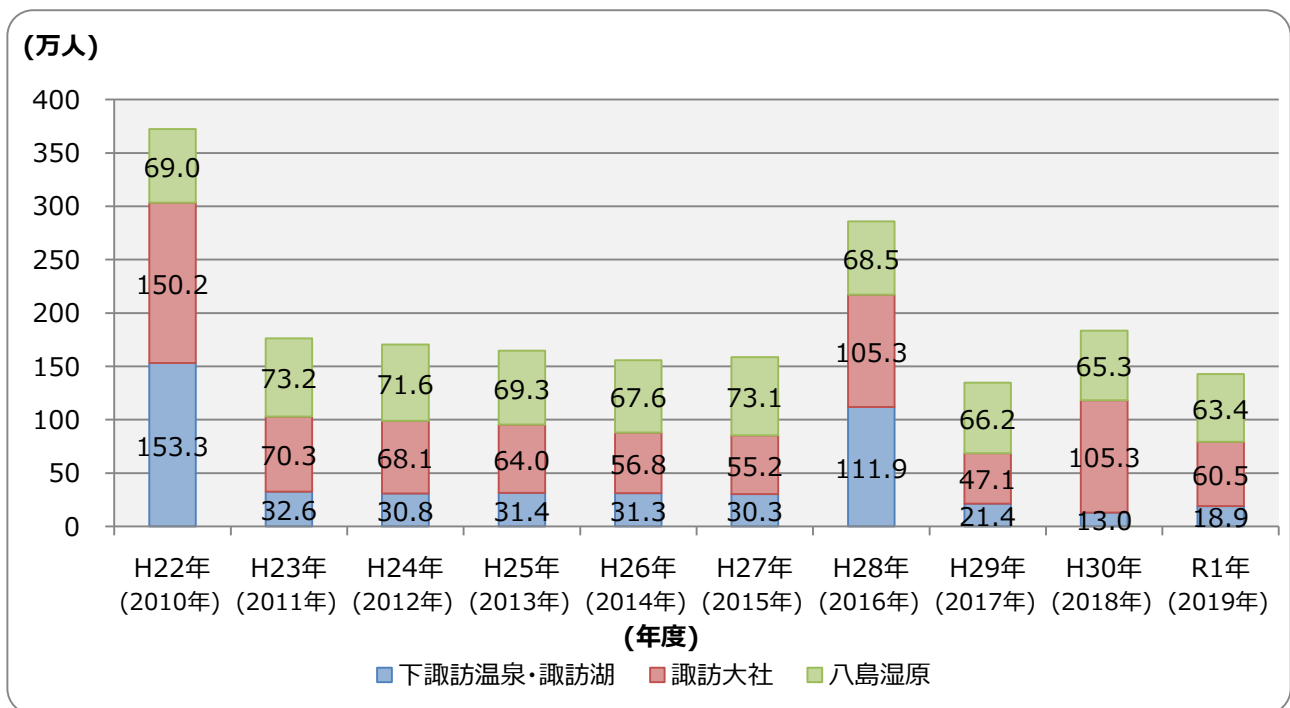
また、東海地震に係る地震防災強化地域の指定を受けたことから、近い将来予想される地震災害に備え、防災ヘリポートなど防災機能を有した施設の整備により、地域防災拠点として広域的に諏訪湖周辺地域の防災機能の向上を図っています。

## (7) 観光

### ◇下諏訪観光の現状

町の主な観光として「諏訪大社」「下諏訪温泉・諏訪湖」と「八島湿原」があります。令和元年度の利用客数は、下諏訪温泉・諏訪湖が 18.9 万人、諏訪大社が 60.5 万人、八島湿原が 63.4 万人程です。

町の観光の基盤は、中山道、大社通り、諏訪大社の周囲を中心とした宿場町と温泉であり、古い街なみが魅力となっています。また、八島湿原の手つかずの自然も魅力が高いようです。



観光客数の推移

## 5. 協働

### (1) 環境教育

#### ◇学校教育

町の小中学校では、近隣の自然等を利用した環境教育が行われています。その内容も、一時的な行事・活動への参加だけにとどまらず、自然環境に対する愛着や、生物が生息するために必要な環境について、児童、生徒自らが考え、その保全を実施していく姿勢を継続して育てています。

従来から、生命を通じて環境を考えるという観点からアマゴの飼育、放流を行っている北小学校をはじめとする町の小中学校は、環境教育を通じて新しい指導要領を先取りしてきたといえそうです。「総合的な学習の時間」においても環境教育の時間を積極的に設けるなどしています。また、教育課程として明確に位置づけることで、環境教育の水準を高め、かつ継続的にその活動を記録、蓄積して継承することを目指しています。

#### ◇生涯学習

環境の現状を理解し、その正しい保全の方法を身に付けることや、当事者意識の育成のために環境教育は不可欠です。自主的、自発的に取り組み、継続性のある学習の機会を提供することが求められています。

環境教育の拠点の一つである公民館事業では、地域公民館などに身近な講師の紹介を行い、環境学習の拠点として住民に利用いただけるよう努めています。また、利用者の年代層に応じた生きがい活動につながる各種学級、講座を開講するとともに、多くの住民の皆さんが気軽に参加・利用いただけるよう努めています。

町には拠点となりうる施設等がいくつかあります。しかし、展示物だけでなく、地域の自然や歴史・伝統などに直接ふれ、感じるという体験から生まれる感動を、現在や次世代の住民に広く伝えるために、環境学習を充実させることが課題です。

環境教育の拠点

施設	展示・サービス等
あざみ館	八島湿原の自然模型(生い立ち)、動植物の紹介、自然を紹介するビデオ放映 自然と人とのつながり(歴史・文学)
諏訪湖博物館・ 赤彦記念館	諏訪湖の自然と生活(漁具、漁法、スケート)の歴史に関する常設展
図書館	下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による環境コーナー設置 (書籍 318 冊、DVD24 枚、ビデオ 12 本)
下諏訪町役場 (住民環境課)	出前講座「まちづくりおでかけトーク」
公民館	各種講座、イベントの開催、講師の紹介

## (2) 住民運動

町では、諏訪湖や自然風土、歴史文化などを守ろうという意識から、住民運動が継続されています。中でも昭和 55 年（1980 年）の発足以来、40 年以上にわたって活動を続けている下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会（湖浄連）は代表的存在であり、現在では 64 団体（個人 10 人）が加盟する大きな協議会組織となりました。諏訪湖の浄化を中心とした活動は、町が目指す「民公協働のまちづくり」のお手本となっています。また、湖浄連への参画を問わず、町内の数多くの団体はそれぞれ独自の環境保全の活動を展開しています。

一方で、高齢化に伴い自治会、町内会等のコミュニティでは、次世代の活動の担い手が不足し、活動規模が維持できなくなりつつあります。地域に暮らす子供から高齢者までが世代を超えて交流し、支え合うことが期待されています。

# 資料3 下諏訪町環境基本条例

平成13年12月21日  
町条例第21号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
  - 第1節 施策の基本方針(第6条—第8条)
  - 第2節 環境の保全及び創造に関する施策(第9条—第18条)
  - 第3節 施策の推進体制(第19条・第20条)
- 第3章 下諏訪町環境審議会(第21条—第30条)

## 前文

私たちの下諏訪町は、豊かな森林とそこではぐまれた清らかな水の流れそして眼下の諏訪湖など、多様性に富む自然環境の恵みのもとで、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、大気や水を汚し、豊かな自然や居住環境や生活文化が損なわれるおそれを生じさせている。また、すべての生物の生存基盤である地球規模での環境問題も生じている。

すべての住民は、健全で豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、町民憲章を尊重し、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができるまちを築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び住民(滞在者及び観光客を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、良好な環境を将来へ引き継いでいく責務を有することを認識して行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることで、自然と人との共生が確保されるように行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会が構築されるよう、自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するように行わなければならない。

### (町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、自らの環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するとともに、住民及び事業者(以下「住民等」という。)の環境の保全及び創造に資する取組を支援するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する社会的な責任を認識し、環境への負荷を低減するとともに、公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動にかかわる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

### 第 1 節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 6 条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、自然と人とが共生する良好な環境を確保すること。

(2) 大気、水及び土壌等の自然の構成要素を良好に保全することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。

(3) 住民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間を形成し、並びに自然環境と一体になった美しい景観及び地域の歴史的文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を築くこと。

(5) 環境の保全及び創造への取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 環境の保全及び創造に関する意識の高揚を図るとともに、施策を効率的かつ効果的に推進するため、町及び住民等が協調して取り組むことのできる社会を築くこと。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下諏訪町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、住民等の意見が反映されるよう努めるとともに、下諏訪町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。

5 町長は、環境基本計画の適切な運用及び進行管理を行い、必要に応じて環境基本計画を変更するものとする。

6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第 8 条 町長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

### 第 2 節 環境の保全及び創造に関する施策

(規制的措置)

第 9 条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 10 条 町は、住民等が自ら行う環境への負荷を少なくするような施設の整備等に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 11 条 町は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



(調査及び監視体制の整備)

第 12 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定及び調査の体制を整備するよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進)

第 13 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、住民等による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(住民等の自発的活動の促進)

第 14 条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 15 条 町は、住民等が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これに資する活動の意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 町は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地域環境の保全)

第 17 条 町は、自然環境及び水環境の保全及び継承に積極的に対処し、地域環境の保全のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、集水域の浄化等諏訪湖の環境保全に当たっては、住民等及びその他関係機関と十分な連携を取りながら施策の推進に努めるものとする。

3 町は、八島高原その他の自然環境及び歴史的環境を適切に保全し、将来に継承するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

### 第 3 章 下諏訪町環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため下諏訪町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて調査審議するほか、当該事項について町長に意見を述べることができる。

(1) 下諏訪町環境保全に関する条例(昭和 47 年下諏訪町条例第 18 号)に規定する事項

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 25 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて町長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項について調査が終わったときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 28 条 審議会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年 下諏訪町条例第 3 号)により支給する。

(幹事)

第 29 条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

〈以下省略〉

## 資料4 検討体制

### 環境審議会 委員名簿

五十音順、敬称略

区 分	氏 名	現 職 等	備 考
町 議 会	金 井 敬 子	町議会議長	
学識経験者	唐 澤 勲	町衛生自治会 連合会長	委員長
学識経験者	唐 澤 裕 子	校長会代表	
行 政 機 関	是 永 剛	県諏訪地域振興局 環境課長	
学識経験者	篠 遠 正 光	町農業委員会 会長	
学識経験者	數 納 隆 利	区長会長	
学識経験者	樋 口 敦 子	町保健補導委員会 連合会長	
行 政 機 関	降 幡 充	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	安 田 弘	商工会議所 専務理事	

注) 任期：令和2年1月1日から令和3年12月31日まで